

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成17年11月  
(第2回訂正分)

**株式会社SUMCO**  
(旧会社名 三菱住友シリコン株式会社)

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売  
価格等の決定に伴い、証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成17年11月8日に関東財務局  
長に提出し、平成17年11月9日にその届出の効力は生じております。

#### 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成17年10月12日付をもって提出した有価証券届出書及び平成17年10月25日付をもって提出した有価証券届出書  
の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集19,200,000株の募集の条件及びブックビル  
ディング方式による売出し14,400,000株（引受人の買取引受けによる売出し10,020,000株・オーバーアロットメン  
トによる売出し4,380,000株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディ  
ングの結果、平成17年11月7日に決定したため、これに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を  
提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には\_\_\_\_を付し、ゴシック体で表記しております。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 2【募集の方法】

「4 株式の引受け」記載の証券会社（以下「引受人」という。）は平成17年11月7日に決定された引受価額  
（3,135円）にて買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格3,300円）で募集（以下「本募集」と  
いう。）を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額  
との差額は引受人の手取金といたします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の「上場前の公募又は売出し等に関す  
る規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第3条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の  
申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を  
把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

< 欄外注記の訂正 >

（注）5 . の全文削除

#### 3【募集の条件】

##### (2)【ブックビルディング方式】

< 欄内の数値の訂正 >

「発行価格（円）」の欄：「未定（注）9 . .」を「3,300」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）9 . .」を「3,135」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）10 . .」を「1株につき3,300」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

3 . 申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき3,135円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当い  
たします。

6 . 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。

7 . 発行価格の決定に当たっては仮条件を提示し、その後発行価格を決定いたしました。その内容等につ  
いては、下記の（注）9 . を参照下さい。

8 . 販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通  
性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に販売が行われることがあります。（略）

9. 発行価格の決定に当たりましては、2,900円以上3,300円以下の仮条件に基づいて国内外の機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。当該ブックビルディングにおきましては、国内市場で募集株式数19,200,000株及び引受人の買取引受けによる売出株式数10,020,000株並びにオーバーアロットメントによる売出株式数上限4,380,000株を、海外市場で引受人の買取引受けによる売出株式数14,400,000株（以下総称して「公開株式数」という。）を目途に需要の申告を受け付けました。

その結果、以下の点が特徴として見られました。

申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

申告された需要の相当数が仮条件の上限価格であったこと。

上記ブックビルディングの結果、発行価格は、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況、最近の新規公開株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1株につき3,300円と決定いたしました。なお、引受価額は1株につき3,135円と決定いたしました。

また、売出株式数の内訳につきましては、国内売出株式数10,020,000株、海外売出株式数14,400,000株及びオーバーアロットメントによる売出株式数4,380,000株と決定されました。

10. 「第2 売出要項」記載の国内売出しが中止された場合には、新株式の発行も中止いたします。

11. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（3,300円）と平成17年10月25日に公告した発行価額（2,465円）及び平成17年11月7日に決定した引受価額（3,135円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

12. 新株式に対する配当起算日は、平成17年8月1日といたします。

（注）10. の全文削除

#### 4【株式の引受け】

< 欄内の数値の訂正 >

「引受けの条件」の欄：2. 引受人は新株式払込金として、平成17年11月16日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき3,135円）を払込むことといたします。

3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき165円）の総額は引受人の手取金となります。

< 欄外注記の訂正 >

1. 引受人と平成17年11月7日に元引受契約を締結いたしました。

2. 引受人は、上記引受株式数の内10,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に販売を委託いたします。

#### 5【新規発行による手取金の使途】

##### (1)【新規発行による手取金の額】

< 欄内の数値の訂正 >

「払込金額の総額（円）」の欄：「56,544,000,000」を「60,192,000,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「56,204,000,000」を「59,852,000,000」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

1. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）等は含まれておりません。

2. 引受手数料は支払わないこととされたため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

（注）1. の全文削除

##### (2)【手取金の使途】

上記の手取概算額59,852,000千円については、その全額を、300mmウェーハ生産能力増強のための設備投資資金として使用する予定であります。設備投資の具体的な内容につきましては、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」に記載しております。

## 第2【売出要項】

### 1【売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）】

引受人は、平成17年11月7日に決定された引受価額（3,135円）にて、下記売出人（以下「売出人」という。）から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格3,300円）で売出し（以下「国内売出し」という。）を行います。引受人は株券受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、国内売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「31,062,000,000」を「33,066,000,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「31,062,000,000」を「33,066,000,000」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

2. 国内売出しと同時に、売出人が所有する当社普通株式の海外における売出し（以下「海外売出し」という。）を行います。国内売出し及び海外売出しの総売出株式数は24,420,000株で、その内訳は国内売出株式数10,020,000株、海外売出株式数14,400,000株であります。
4. 本募集、国内売出し及び海外売出しの需要状況を勘案した結果、4,380,000株について大和証券エスエムビーシー株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行います。
5. 海外売出しは米国及び欧州を中心とする海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法ルール144Aに基づく適格機関投資家に対する販売のみとする。）で行います。（略）
6. 「第1 募集要項」記載の本募集が中止された場合には、国内売出しも中止いたします。  
(注) 6. 7. の全文削除

### 2【売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）】

#### (2)【ブックビルディング方式】

< 欄内の記載の訂正 >

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）7.」を「3,300」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）7.」を「3,135」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）7.」を「1株につき3,300」に訂正

「申込受付場所」の欄：元引受契約を締結した証券会社の本支店及び営業所

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）8.」を「（注）8.」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

7. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、「第1 募集要項 3 募集の条件」において決定された発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。

#### 8. 元引受契約の内容

各証券会社の引受株数	大和証券エスエムビーシー株式会社	4,990,000株
	三菱UFJ証券株式会社	3,326,600株
	みずほ証券株式会社	601,200株
	日興シティグループ証券株式会社	501,000株
	野村證券株式会社	501,000株
	マネックス・ビーンズ証券株式会社	100,200株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき165円）の総額は引受人の手取金となります。

9. 引受人と平成17年11月7日に元引受契約を締結いたしました。

### 3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「13,578,000,000（注）4 . .」を  
「14,454,000,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「13,578,000,000」を「14,454,000,000」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

3 . 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、本募集、国内売出し及び海外売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、4,380,000株について、大和証券エスエムピーシー株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。なお、オーバーアロットメントによる売出しの内容については、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出しについて」をご参照ください。

（注）4 . の全文削除

### 4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

#### (2)【ブックビルディング方式】

< 欄内の数値の訂正 >

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）5 . .」を「3,300」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）5 . .」を「1株につき3,300」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

5 . 売出価格及び申込証拠金については、「第1 募集要項 3 募集の条件」において決定された発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。

## 第3【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 グローバル・オファリングについて

本書により行う当社普通株式の本募集、国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しと同時に、売出人が所有する当社普通株式の海外売出しが行われます（「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」参照）。かかる海外売出しに際し、海外投資家向けにその様式及び内容において本書と異なる英文目論見書を発行しております。

### 2 オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券エスエムピーシー株式会社が当社株主から借受ける株式であります。これに関連して、大和証券エスエムピーシー株式会社は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）(2)ブックビルディング方式」に記載の引受価額と同一の価格で当社株主から当社普通株式4,380,000株を追加的に買取の権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、平成17年12月14日を行使期限として当社株主から付与されております。大和証券エスエムピーシー株式会社は、当社株主から借受けた株式を、グリーンシュエーションの行使若しくは下記のシンジケートカバー取引又はその双方により取得した株式により返還します。

大和証券エスエムピーシー株式会社は、平成17年11月17日から平成17年12月14日までの期間（以下「シンジケートカバー期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、大和証券エスエムピーシー株式会社は、シンジケートカバー取引にかかる株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー期間内においても、大和証券エスエムピーシー株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買付けた株式数が上限株数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。